

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第17報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・平成29年10月31日 保医発1031第1号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
381	右	下から4行目	<p><b>D012 感染症免疫学的検査</b></p> <p>(1)～(49) 略</p> <p>(50) 「52」のHTLV－I抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」のHTLV－I抗体定性、半定量又は「32」のHTLV－I抗体によって陽性が確認された症例について、<u>確定診断を目的としてウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に算定する。</u></p> <p>(51)～(52) 略</p>	<p><b>D012 感染症免疫学的検査</b></p> <p>(1)～(49) 略</p> <p>(50) 「52」のHTLV－I抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」のHTLV－I抗体定性、半定量又は「32」のHTLV－I抗体によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定する。</p> <p>(51)～(52) 略</p>	字句修正